

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月24日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 岩 田 淳 司

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

（5） 議会広報委員会 7人

ア 議会だよりの編集に関する事項

イ 議会広報に関する事項

附 則

この条例は、令和7年6月24日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>議会だより編集委員会 8人</u> <u>議会だよりの編集に関する事項</u> 2～4 (略)	(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>議会広報委員会 7人</u> <u>ア 議会だよりの編集に関する事項</u> <u>イ 議会広報に関する事項</u> 2～4 (略)